

## 政令第二百四号

### 防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第十八条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「七課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第二十二条第一号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十四条第一号中「事務並びに」を「事務、」に、「前条第一号及び第二号、」を「並びに前条第一

号及び第二号に掲げる事務、第二十五条の二に規定する事務並びに」に改める。

第一章第二節第三款第二目中第二十五条の次に次の一条を加える。

#### （参事官の職務）

第二十五条の二 参事官は、防衛の分野における国際的な交流の基本及び調整に関する事務のうち、インド

太平洋地域の安全保障環境の安定に資するものをつかさどる。

## 附 則

この政令は、令和二年七月一日から施行する。